

## 議案第79号

木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正  
する条例を次のように制定する。

平成29年9月29日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

### 木更津市条例第 号

木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を  
改正する条例

木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成22年  
木更津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「物」の次に「その他土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積の用に供す  
る物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定す  
る廃棄物を除く。）」を加える。

第6条中「環境基準」の次に「、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）  
第7条に規定するダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）  
及び土壌の汚染に係る環境基準、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項第1  
号に規定する基準及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項に規定する排  
水基準」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。ただし、附則第9項の規定は、公布の日か  
ら施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の木更津市土砂  
等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）  
第12条各項及び第15条第3項の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の  
際許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、な

お従前の例による。

- 3 この条例による改正後の木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例（以下「新条例」という。）第6条の規定は、施行日以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等に使用された土砂等については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第9条第1項又は第15条第1項の規定による許可を受けている者が施行日前に旧条例第18条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての新条例第6条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第9条第1項又は第15条第1項の規定による許可を受けている者の当該許可に係る特定事業の区域内において、前2項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における新条例第20条第1項の地質検査並びに新条例第20条第2項、第23条第5項、第24条第4項及び第25条第4項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての新条例第6条の規定の適用については、附則第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に土砂等の埋立て等（新条例第2条第2号の特定事業に該当するものを除く。以下この項において同じ。）又は旧条例第9条第1項各号のいずれかに該当する旧条例第2条第2号の特定事業（以下「旧特定事業」という。）を行っている者は、なお従前の例により当該土砂等の埋立て等又は当該旧特定事業を行うことができる。
- 7 この条例の施行の際現に新条例第2条第2号の特定事業に該当する事業（旧条例第2条第2号の特定事業に該当するものを除く。以下「新特定事業」という。）を行っている者は、施行日から3年間（新特定事業が新条例第2条第4号の一時たい積特定事業に該当する事業である場合にあっては、5年間）は、なお従前の例により当該新特定事業に該当する事業を行うことができる。
- 8 施行日前にした行為並びに附則第3項から第5項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 9 新条例第11条の規定による事前協議その他必要な準備行為は、この条例の施行前において

も行うことができる。

#### 提案理由

規制の対象となる土砂等の埋立て等における土砂等の範囲及び安全基準を変更するため、関係条文の整備をしようとするものである。